

大阪市告示第624号

計量法（平成4年法律第51号）第19条及び第21条の規定により特定計量器（取引や証明等に使用するばかり）の定期検査を実施する。

令和8年4月30日

大阪市長 横山英幸

1 実施区域

西成区

2 対象となる特定計量器

質量計（ひょう量が300kg以下の非自動はかり、分銅及びおもり）

3 検査の期日及び場所

令和8年

検査月日	曜日	検査場所	所在地
6月2日	火	玉出中学校（北門付近）	玉出西1丁目15番37号
6月4日	木	鶴見橋中学校（東門付近）	長橋3丁目9番23号
6月5日	金	千本小学校（南門付近）	千本中2丁目8番8号
6月9日	火	いまみや小中一貫校（東門付近）	花園北1丁目8番32号
6月11日	木	いまみや小中一貫校（東門付近）	花園北1丁目8番32号
6月15日	月	玉出小学校（北門付近）	玉出中2丁目13番48号
6月16日	火	まつば小学校（南門付近）	梅南3丁目2番25号
6月18日	木	天下茶屋中学校（南門付近）	橘1丁目8番2号

検査時間は各日、午前10時30分から午後3時まで

※車両を使用して検査対象となる特定計量器を検査会場へ持参する際は、会場近隣の駐車場を利用されたい。

※検査場所周辺が車両通行禁止区域に指定されている場合もあるため、十分注意されたい。

4 検査が中止となる事項

検査月日当日の午前7時以降検査時間前に大阪管区気象台が大阪市内に「暴風警報」もしくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表されている場合は検査月日当日の検査を中止する。

また、検査時間内において同警報が発表された場合は、発表時点から検査月日当日の検査を中止する。

その他、定期検査を中止するときは、大阪市ホームページ等で掲載する。

5 実施する機関

大阪市指定定期検査機関 特定非営利活動法人大阪市計量協会

6 所在場所における検査

特定計量器を土地又は建物その他の工作物に取り付けて使用する場合、その他特別な事由がある場合については別に検査するので、定期検査の前日までに大阪市港区田中3丁目1番126号「特定非営利活動法人大阪市計量協会」(電話06-6577-5884)まで問い合わせされたい。

(経済戦略局計量検査所)